

○枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

第103条 指定通所介護事業所には、次の各号に掲げる設備その他指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等を規則で定める基準に従い備えなければならない。

- (1) 食堂
- (2) 機能訓練室
- (3) 静養室
- (4) 相談室
- (5) 事務室
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合において、指定通所介護事業者が前項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第112条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第103条第2項に規定する指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

○枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（抜粋）

第61条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定地域密着型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備の基準は、規則で定める。

3 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第61条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第3項に規定する指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第66条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の設備の基準は、規則で定める。
- 3 利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第81条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第66条第3項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

○枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（抜粋）

第10条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項の設備の基準は、規則で定める。

- 3 利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合において、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第10条第3項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

○枚方市指定予防通所事業者の指定並びに指定予防通所事業の人員、設備及び運営並びに指定予防通所事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

第8条 指定予防通所事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 次の各号に掲げる設備の基準は、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準
 - イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - ロ イにかかわらず、食事の提供及び機能訓練の実施のそれぞれに支障がない広さを確保できる場合は、食堂及び機能訓練室を同一の場所とすることができる。
 - (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定予防通所事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 利用者に対するサービスの提供に支障がない場合において、指定予防通所事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜にサービス以外の介護サービスを提供するときは、当該介護サービスの内容を当該介護サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

る。

第15条 指定予防通所事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「第1号介護予防支援事業」という。）を行う者（以下「介護予防支援事業者等」という。）その他の者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定予防通所事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定予防通所事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定予防通所事業者は、第8条第4項に規定するサービス以外の介護サービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。